

# 入院医療費の計算方法について

当院は、厚生労働省から「DPC：診断群分類別包括評価」の対象病院として指定されています。そのため、多くの入院患者さんは「包括評価算定」方式に基づいて入院医療費が計算されています。

## DPC対象の方

- 一般病棟の入院患者さんで傷病名が包括評価（DPC）に該当する場合

### 「包括評価算定」方式

#### 包括評価部分

1日あたりの診療費用

×

入院日数

×

医療機関別係数※

#### 【包括される診療行為】

入院基本料・投薬料・注射料・検査料・処置料・画像診断料

+

#### 出来高評価部分（診療行為ごとに算定）

手術・麻酔料

リハビリテーション料

食事療養費

## DPC対象外の方

- 精神病棟の入院患者さん
- 歯科口腔外科の入院患者さん
- 一般病棟入院患者さんで傷病名が包括評価(DPC)に該当しない場合 等

### 「出来高評価算定」方式

（診療行為ごとに算定）

入院基本料

画像診断料

投薬料

手術・麻酔料

注射料

リハビリテーション料

検査料

食事療養費

処置料

※ 医療機関別係数：病院の機能や体制により定められている係数

熊本大学病院の医療機関別係数：1.6780

（内訳） 基礎係数：1.1182

機能評価係数Ⅰ：0.4544

機能評価係数Ⅱ：0.1018

救急補正係数：0.0036

「包括評価算定」方式では、あらかじめ厚生労働省で決められた病名や治療内容に応じて1日あたりの診療費用が定められており、投薬・注射・検査等の診療行為は1日あたりの診療費用に含まれます。ただし、手術・麻酔料等の一部の診療行為は別に出来高で計算されます。

したがって、DPC対象患者さんの入院医療費は「包括評価部分」と「出来高評価部分」を合計して計算されます。

※ ご不明な点がございましたら、入院受付⑩番窓口へお尋ねください

令和7年5月 熊本大学病院